

令和4年度交通安全啓発コマーシャル事業委託仕様書

1 事業目的

第11次福島県交通安全計画(令和3年10月決定、5ヵ年計画)に定める目標達成のため、同計画の施策(道路交通の安全についての対策)の一環として、テレビコマーシャル等による県民の交通安全意識の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

自転車利用者や歩行者に対する交通ルール及び事故防止策の周知徹底を図るテレビコマーシャル等に関する下記プロデュース業務を行う。

(1) テレビコマーシャルの作成・放映

- ・ 県内の自転車利用者や歩行者等をターゲットにしたインパクトのあるコマーシャルとする。
- ・ コマーシャルの長さは15秒とする。
- ・ コマーシャルには、BGM・音響効果を入れる。

(CMのテーマ)

- ・ 自転車のヘルメット着用努力義務化について(改正道路交通法)
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について(県条例)
- ・ ドライバーの横断歩道一時停止について

(CMのイメージ)

- ・ ヘルメット未着用の自転車利用者が、事故をおこし怪我をしてしまう。
→ 自転車を利用する際は、ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 自転車保険未加入の自転車利用者が、事故をおこし高額な損害賠償責任を負ってしまう。
→ 万が一に備えて自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。
- ・ 日中、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている。手を上げてドライバーに横断する意思表示。ドライバー停止。
→ 横断歩道を渡る際は、手を上げる・差し出す・運転者に顔を向けるなどして意思表示しましょう。

(2) (1)の放映枠の調整・確保

- ・ 令和5年3月31日までの県内におけるテレビ放映計画(局、時間帯、回数)を作成する。

(3) (1)を活用したインターネット広報

(4) 音声のみの広報媒体(MP3形式)の作成

(5) ポスターの作成

- (6) その他、(1)から(5)に掲げる業務に附帯する業務で、発注者が必要に応じ指示する業務

3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- (1) 映像はアニメーション又は実写(芸能人)のいずれも可とする。なお、芸能人起用の場合は契約期間後の映像等の継続使用が可能であること。(パブリシティの問題をクリアしていること。)
- (2) TVCMは2パターン(自転車、歩行者妨害)、又は3パターン(自転車ヘルメット、自転車保険、歩行者妨害)のいずれかとする。
- (3) 音声(MP3形式)のみの成果品を提出すること。
- (4) ポスターは2種類(自転車、歩行者妨害)作成すること。
- (5) 受託者は、コマーシャルの作成に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- (6) 委託者は、実用があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更することができる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。
- (7) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。